

# 奈良県公契約条例の概要

## 目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

## 責務

### (県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

### (受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

## 基本方針

### (1) 社会的価値の勘案

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

### (2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

- ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。
- イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

## 公契約の定義

- ① 県が発注する建設工事の請負契約
- ② 県が業務を委託する契約
- ③ 県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

## 社会的価値の勘案

評価項目の種類	評価方法	
①「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」※登録 ②障害者雇用 ③保護観察対象者等雇用	建設工事	業者格付け時
	業務委託	特定公契約の 総合評価入札の評価時
	指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時

- ・各項目の該当状況により加点点評価
- ・※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

## 法定労働条件の遵守

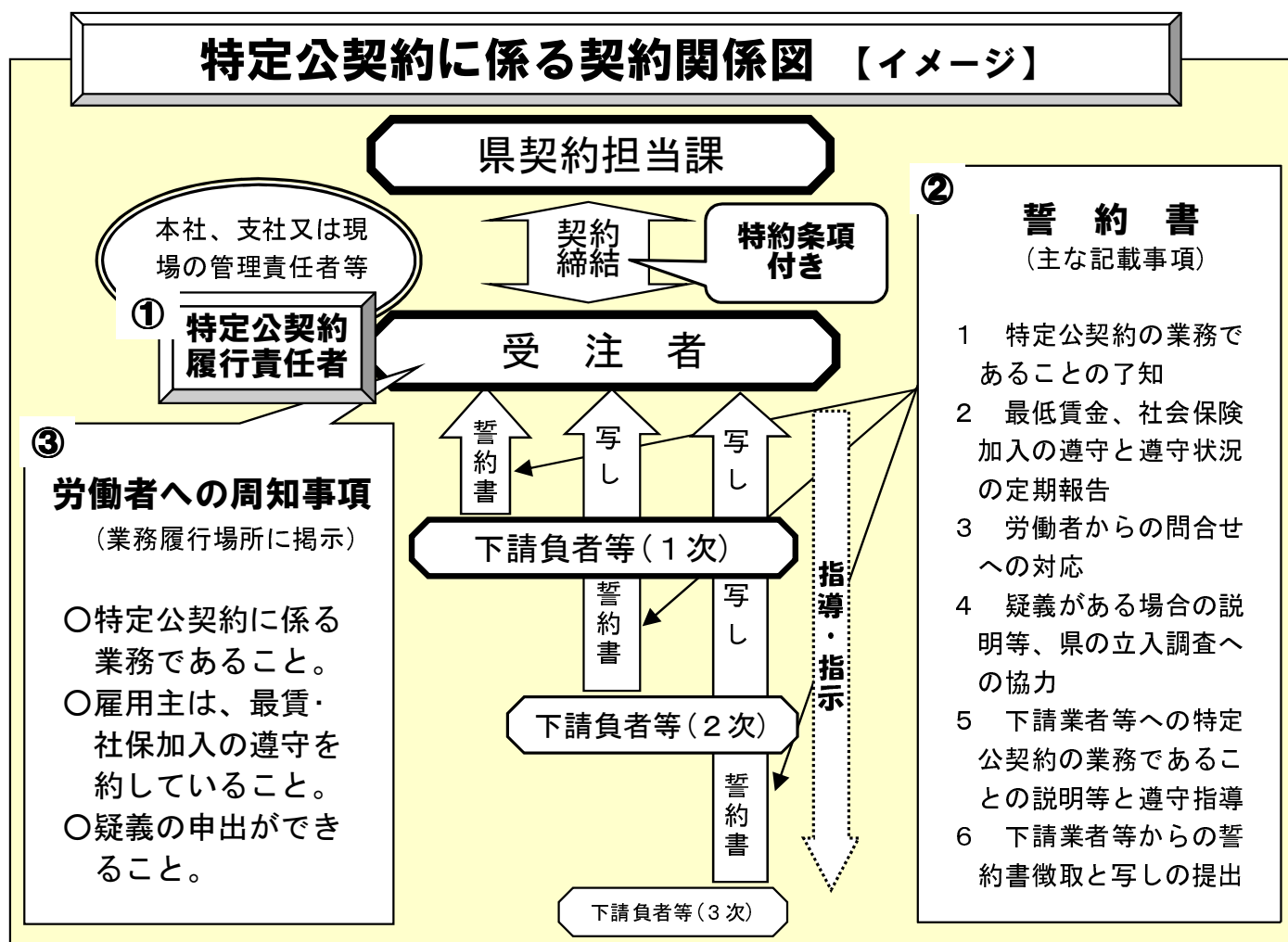
公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

特定公契約の範囲		遵守事項
建設工事	予定価格 3 億円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低賃金、社会保険加入の遵守</li> <li>●条例に基づく諸手続き                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①履行責任者の選任・報告</li> <li>②下請負者等への明示及び指導</li> <li>③労働者への明示</li> <li>④定期の支払賃金等の報告</li> <li>⑤疑義がある場合の説明等</li> <li>⑥立入調査への協力</li> <li>⑦必要な措置の結果報告</li> </ol> </li> </ul>
業務委託 (下記業務)	予定価格 3 千万円以上	
指定管理 (下記業務)	委託料上限額 3 千万円以上	

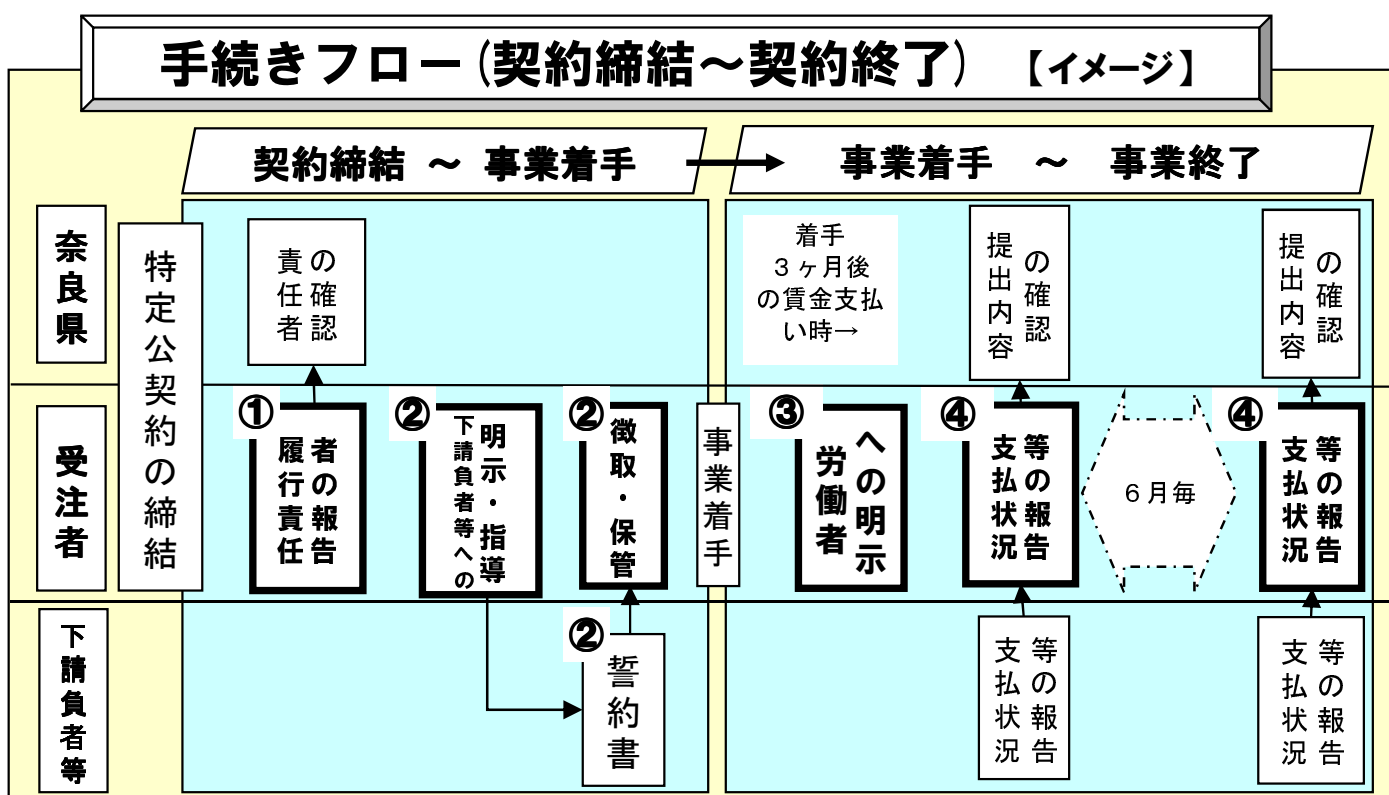
【業務委託及び指定管理に係る特定公契約に該当する業務の範囲】  
次の業務のいずれかを含む内容の公契約（契約期間が6ヶ月を超えるもの）  
ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、  
駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務  
イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

# 奈良県公契約条例の概要

## 特定公契約に係る契約関係図【イメージ】



## 手続きフロー(契約締結～契約終了)【イメージ】



## 違反措置等

### 対象行為

- 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反**
  - 報告しない
  - 虚偽の報告
- 立入調査への協力義務違反**
  - 拒否・妨害等
- 必要な措置を講じた結果の報告義務違反**
  - 報告をしない
  - 虚偽の報告
  - 必要な措置を講じない

### 違反に対する措置等

#### 【受注者】

- 過料 5万円以下
- 入札参加停止措置 1か月又は3か月

※ ただし、下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、適用しない。  
 過料を科した場合は、情報提供としての公表を行う。

#### 【下請負者等】

- 入札参加停止措置 1か月

※ ただし、下位の下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、上位の下請負者等には適用しない。

### (評価への反映)

上記の入札参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は公募に係る審査(指定管理)において、一定の減点を行う。

## 公契約審議会

○知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議する。

## 公契約執行適正化委員会

○過料の適否その他この条例に基づく公契約の適正な履行の確保(入札参加停止措置を含む。)について調査審議する。

## 施行時期

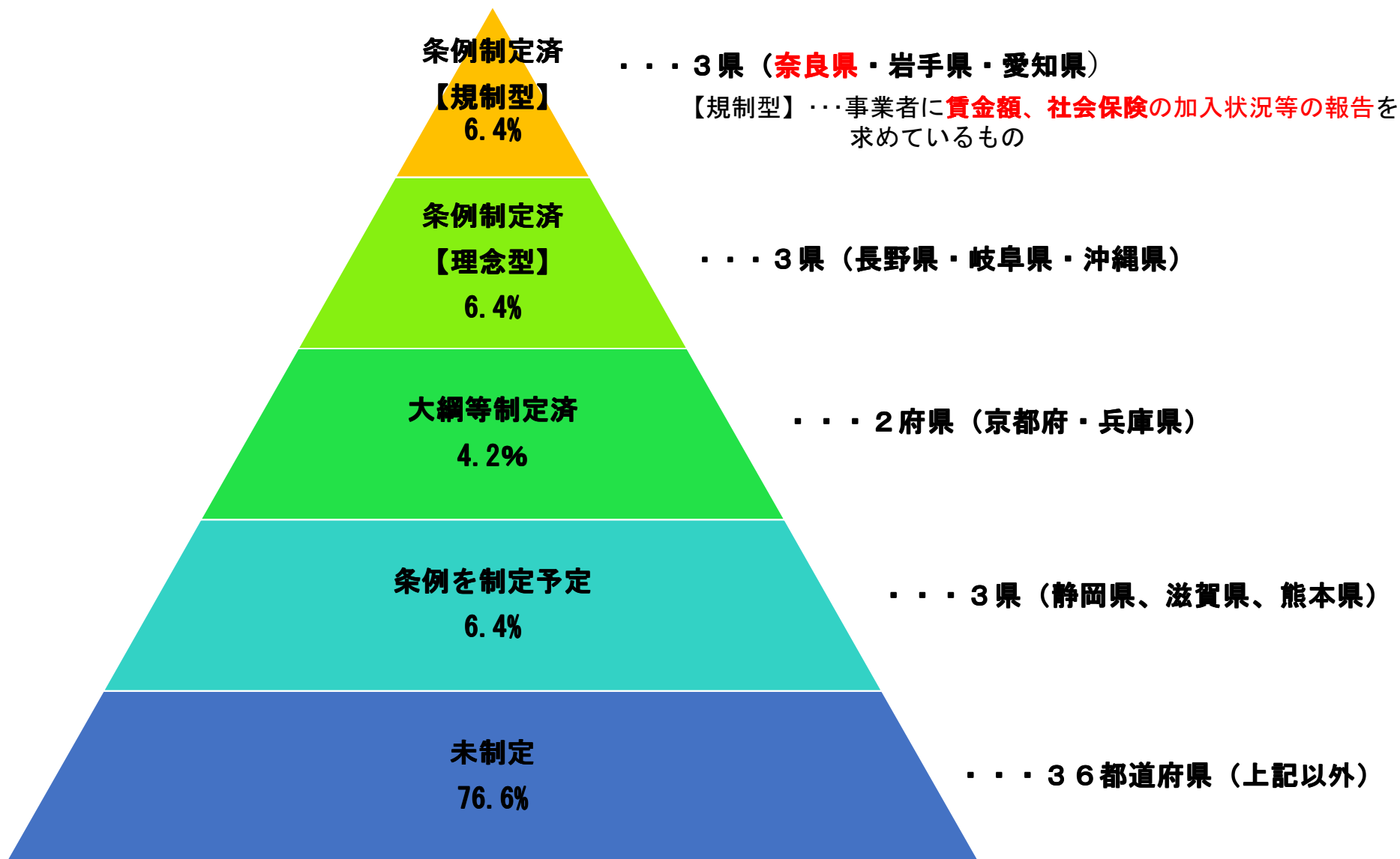
○平成27年4月1日施行

※ 施行日以降に公告等のあった特定公契約に適用。

ただし、社会的価値の評価に係る業者格付けについては、28・29年度分から適用

※ 報告の対象となる範囲：経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者

## 都道府県における公契約条例の制定状況



## 条例制定済6県の規定状況

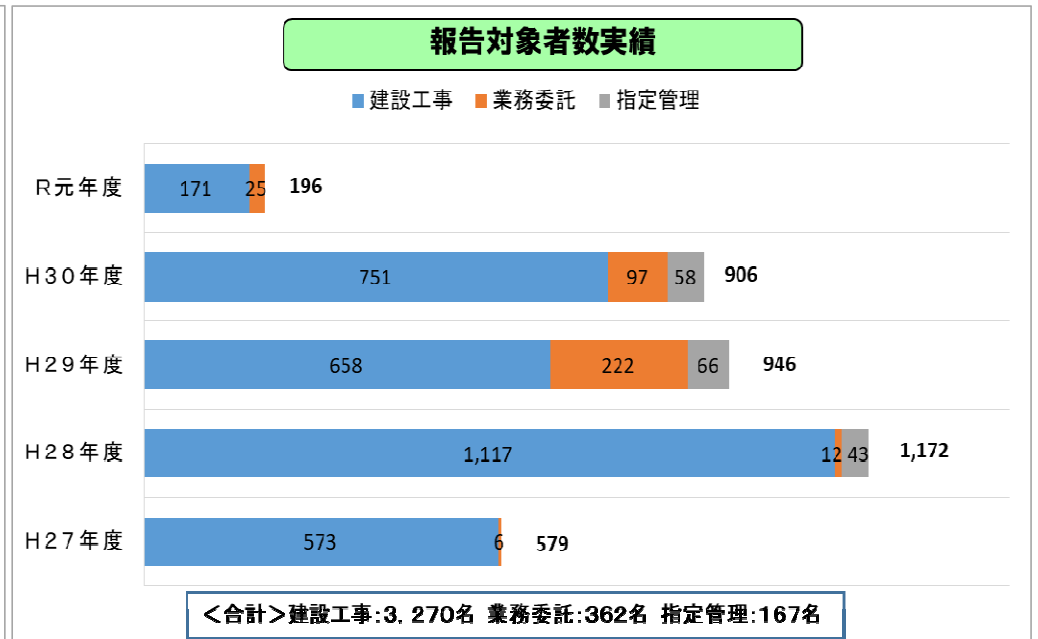
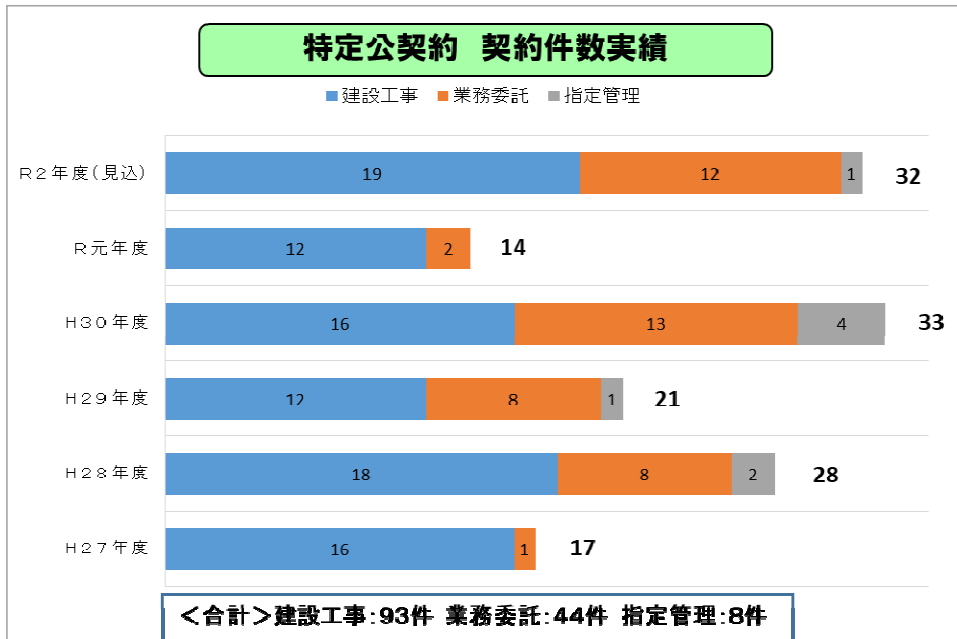
項目		奈良県	岩手県	愛知県	長野県	岐阜県	沖縄県
法令遵守を求める事項		・最低賃金法の遵守 ・社会保険の加入	・最低賃金法の遵守 ・社会保険の加入	社会保険の加入については、公契約条例で規定はないが、入札参加資格申請において確認を実施	社会保険の加入については、公契約条例で規定はないが、入札参加資格申請において確認を実施	建設業法及び下請代金支払遅延等防止法の遵守 (下請人との契約)	・最低賃金法の遵守 ・社会保険の加入
事業者 に報告を 求める 契約	建設工事の 請負契約	予定価格 3億円以上	予定価格 5億円以上	予定価格 6億円以上	—	—	—
	業務を委託 する契約	予定価格 3千万円以上	予定価格 3千万円以上	予定価格 1千万円以上	—	—	—
	公の施設の管理に 関する協定	委託料上限額 3千万円以上	委託料上限額 又は委託料の額が 3千万円以上	—	—	—	—
事業者に 報告を求める内容		・賃金支払状況 ・社会保険の加入 等	・賃金支払状況 ・社会保険の加入 等	賃金支払状況、労働 条件、安全衛生 等	—	—	—
契約の相手方の選定における 社会的価値の勘案		○	○	○	○	○	○
過料規定		○	—	—	—	—	—

※主な項目を記載（条例、規則等で規定されている内容を含む）

奈良県の公契約条例の制度内容は、**他県と比較して最も充実した内容となっている。**

# 特定公契約の締結及び法令遵守に関する報告の状況

## 奈良県における契約件数・報告対象者数の状況



※上記は、契約年度ごとの集計

## 契約件数及び報告対象者数の比較

県名	契約件数	対象年度	報告対象者数 (実労働者数)	対象年度
奈良県	145	・5カ年の実績(H27～R元)及びR2見込	3,799	・5カ年の実績(H27～R元)
岩手県	311 (うち、報告件数 78 ※H29～H31実績)	<b>&lt;工事請負契約&gt;</b> ・5カ年の実績(H27～R元)及びR2見込 <b>&lt;業務委託契約・指定管理協定&gt;</b> ・3カ年の実績(H29～R元)及びR2見込	※岩手県では労働者の人数を把握していない	
愛知県	139	・4カ年の実績(H28～R元)及びR2見込	4,047	・4カ年の実績(H28～R元)

**特定公契約の件数は着実に実績を重ねており、令和2年度末時点の件数実績合計は145件となる見込み。報告対象者数の実績については、3,799人となっている。**

## 事業者からの報告における法令違反の状況

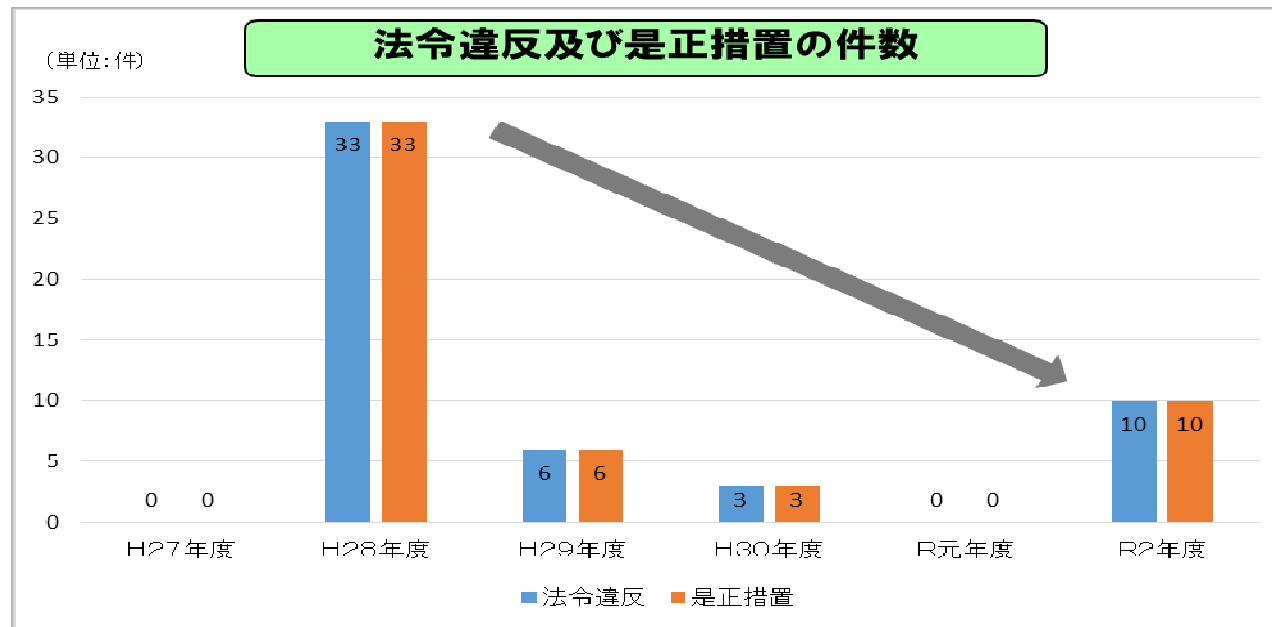
### ◆ 公契約条例の適用事業における法令違反、労働者の申出、立入検査、是正措置状況 (令和2年11月30日現在)

- ・ 法令違反 **52件**
- ・ 労働者からの申出 **0件**
- ・ 立入検査 **0件**
- ・ 是正措置 **52件**

#### <法令違反及び是正措置件数の内訳>

- ・ 最低賃金割れ 1件
- ・ 社会保険の未加入 51件

※公契約条例施行後の報告対象者数 3,799件

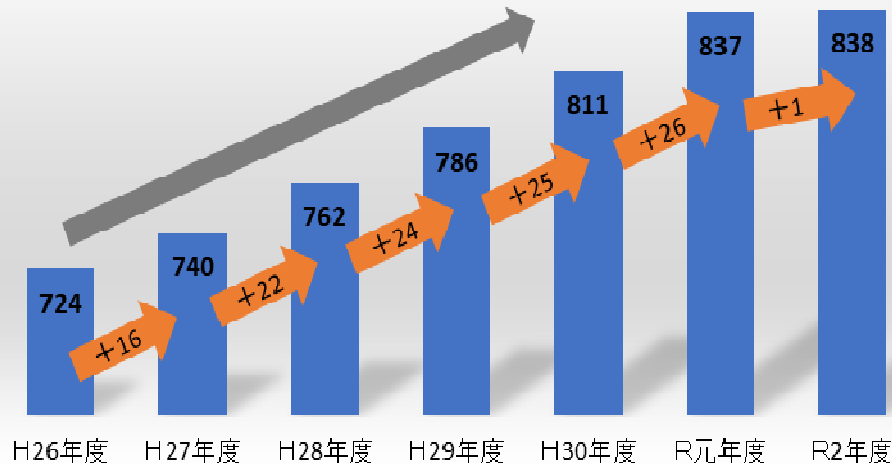


**法令違反については、減少傾向にあり、すべて文書又は口頭指導により是正済。**

# 奈良県の最低賃金の遵守状況

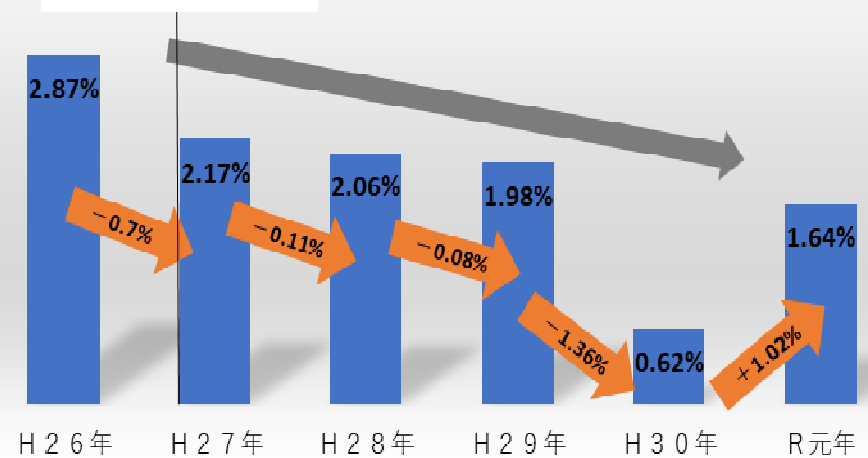
## 奈良県の最低賃金

単位：円



## 最低賃金を下回る労働者の割合(奈良県)

H27.4.1公契約条例施行



## 最低賃金の決定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(出典：令和2年7月22日 厚生労働省報道発表資料  
令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について 参考1)

・調査名：平成26年～令和元年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

・対象業種：鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業  
情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、  
物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業  
生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く） 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）

※日本標準産業分類において、洗濯業務は生活関連サービス業、建物の清掃業務・警備業務はサービス業（他に分類されないもの）に分類される。

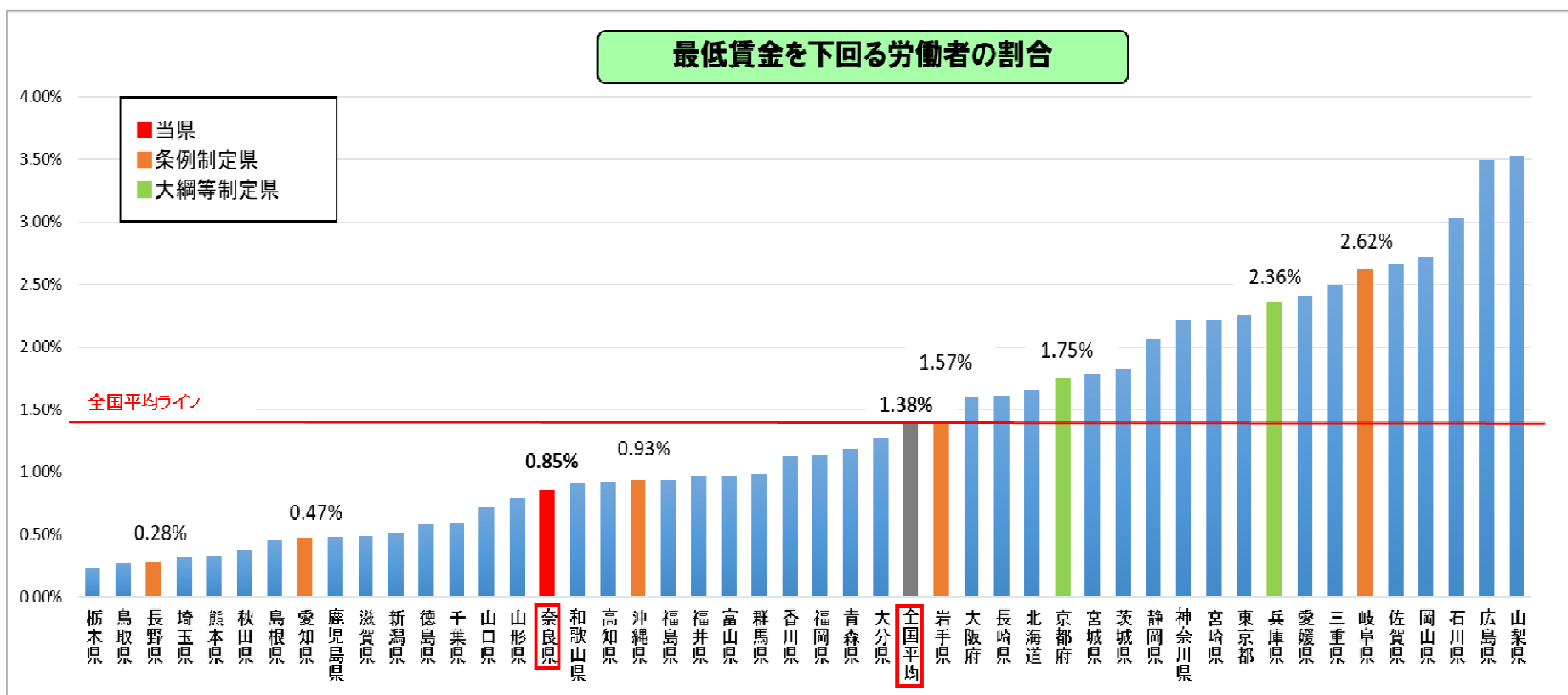
・調査期間：各年 7月1日～7月31日

平成26年度以降、最低賃金は大幅に上昇していたが、令和2年度については、上昇幅は1円に留まった。

最低賃金を下回る労働者の割合は、条例施行後、低減する傾向。

# 全国の最低賃金の遵守状況

## 最低賃金を下回る労働者の割合



・調査名：令和元年最低賃金に関する基礎調査（厚生労働省）

・対象業種：製造業 情報通信業のうち新聞業及び出版業 卸売業 小売業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 医療、福祉 サービス業（他に分類されないもの）

※日本標準産業分類において、建物の清掃業務・警備業務はサービス業（他に分類されないもの）に分類される。本調査対象に建設業は含まれていない。

※上記グラフは、本調査のうち、非製造業における状況を集計したもの。

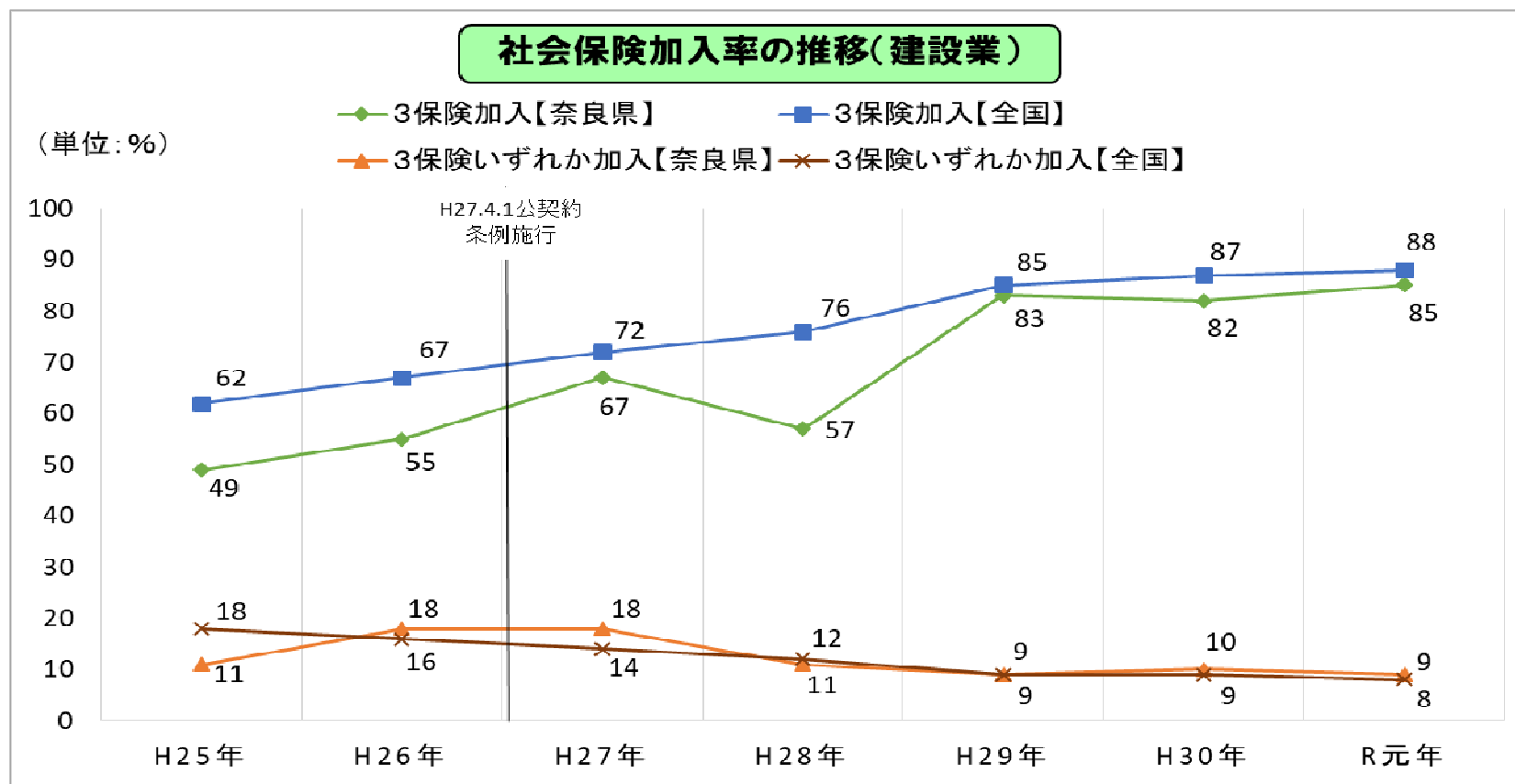
・調査期間：令和元年5月17日～6月14日（長野県の特定最低賃金が設定されている一部産業のみ令和元年8月16日～8月30日）

※特定最低賃金…特定の産業又は職業について設定される最低賃金で、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた場合に決定される。

- ・ **他の都道府県と比較して奈良県は最低賃金を下回る労働者の割合が低い。**
- ・ **引き続き、最低賃金の遵守が行われるよう取り組む必要がある。**



## 社会保険加入率の推移（建設業）



・調査名：公共事業労務費調査（国土交通省）

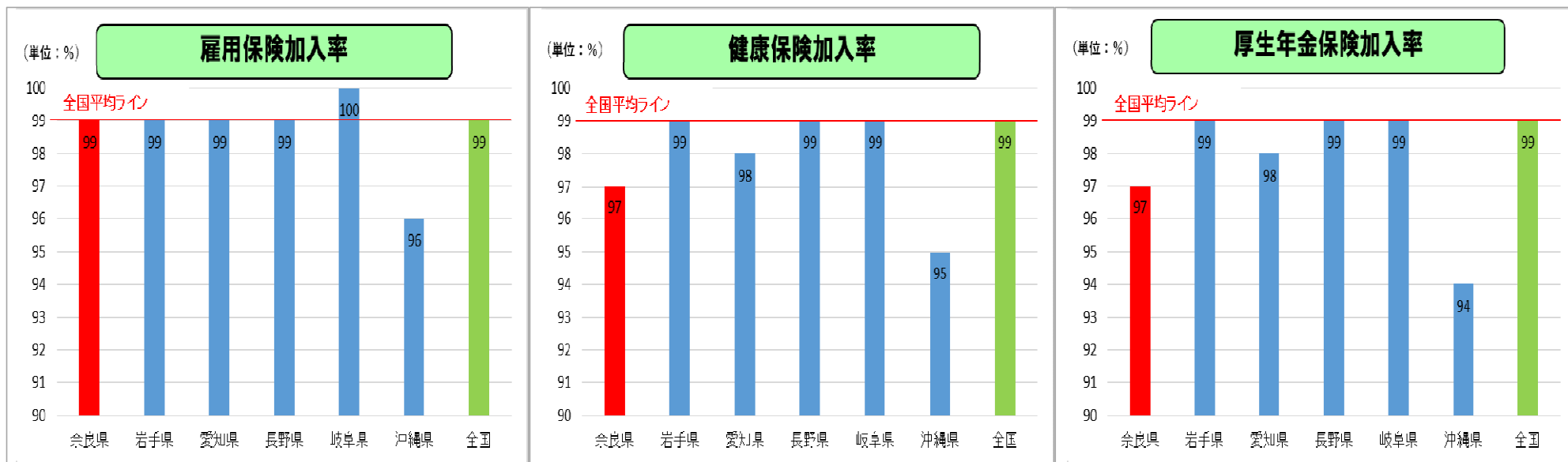
・調査実施時期：毎年10月

・調査目的：予算決算及び会計令に基づき公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（令和元年 約12万人）の賃金支払実態を調査するもの。

※上記グラフは、労働者単位の集計による

奈良県における労働者の社会保険加入率（建設業）は、公契約条例施行前においては全国平均を大きく下回る状況にあったが、**公契約条例施行後は、社会保険加入率が伸び、全国平均に追いついてきている状況。**

## 社会保険加入率（建設業・条例制定県）



・調査名：公共事業労務費調査（令和元年10月調査）（国土交通省）

※上記グラフは、**企業単位の集計による**

令和元年10月時点において、奈良県における企業の社会保険加入率（建設業 健康保険・厚生年金保険加入率）は、全国平均を下回っている状況にある。

**社会保険の加入率は改善されてきているが、特に健康保険・厚生年金保険について、今後も加入率の一層の増加を図る必要がある。**

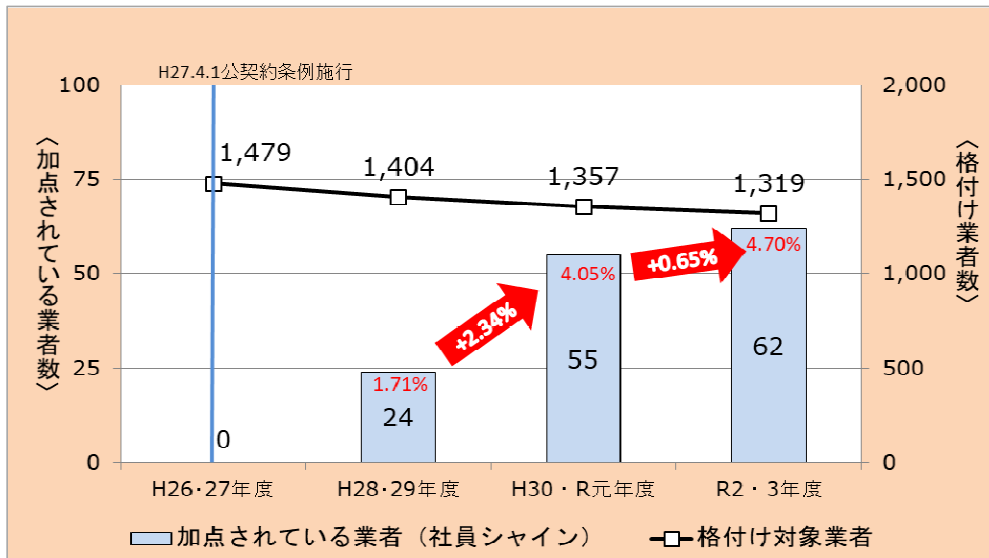
# 社会的な価値の実現及び向上に向けた取組 ①社員・シャイン職場づくり推進企業の登録状況

## 社員・シャイン職場づくり推進企業の登録業者数

## 建設工事の格付け対象業者における社員・シャイン職場づくり推進企業の登録業者数



奈良県雇用政策課提供資料に基づく



※業者格付け基準は、2年毎に見直しが行われる。  
 ※建設工事等入札参加資格業者のうち、格付け対象とされているのは、県内に本店を有し、資格業種名が「土木一式」「建築一式」「舗装」で登録されている業者。

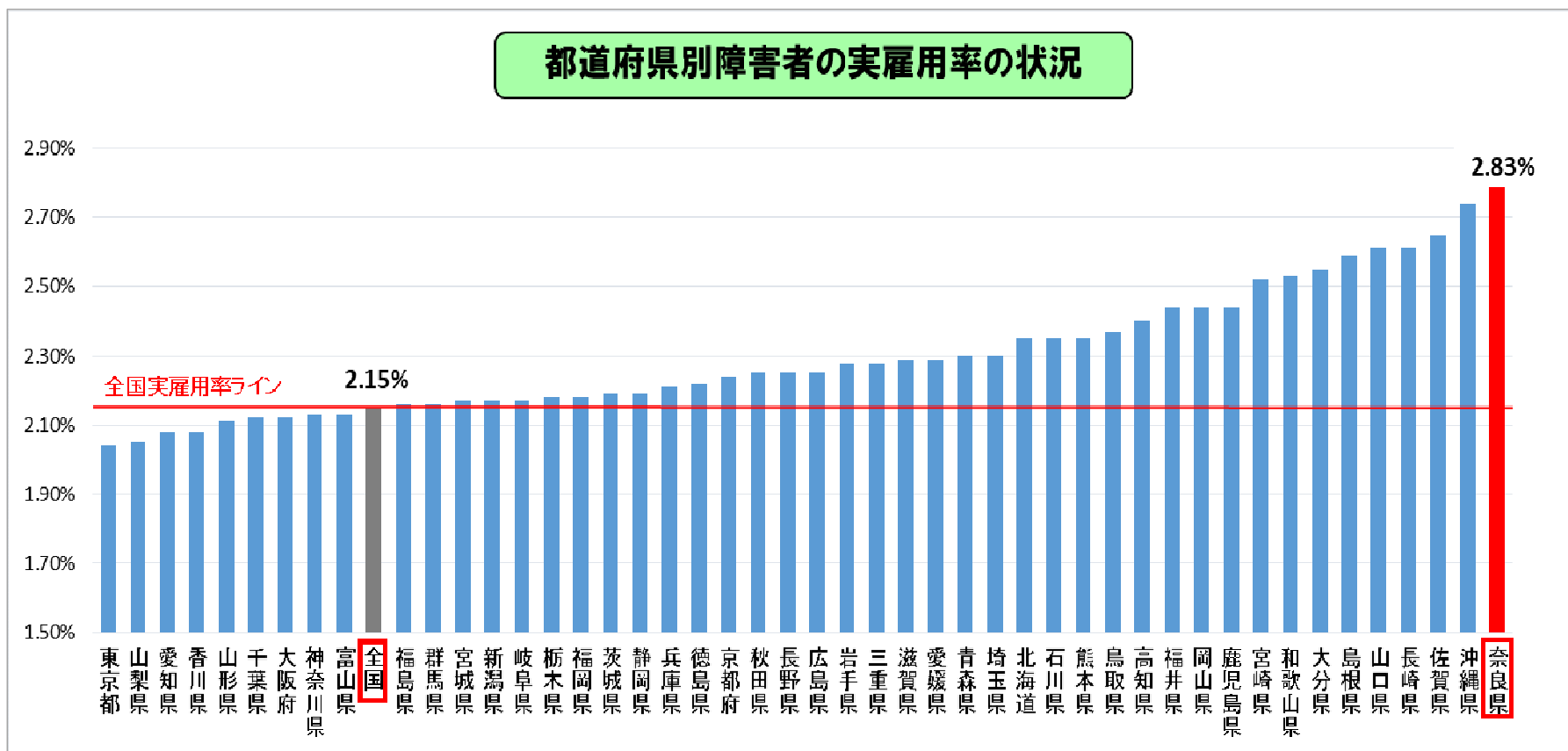
奈良県建設業・契約管理課提供資料に基づく

- ・社員・シャイン職場づくり推進企業の登録業者数は、H26年度以降84社から201社に増加（117社増加）
- ・うち、**公契約条例の対象業種の登録業者数は、3社から76社に増加（73社増加）**
- ※建設工事等入札参加資格業者については、H28・29年度の業者格付け基準から、社員・シャイン職場づくり推進企業の登録で加点されている
- ・建設業の格付け対象業者においても、加点されている業者は着実に増加（R2・3年度基準で4.70%）

**社員・シャイン職場づくり推進企業の登録の増加により、企業における働きやすい職場づくりの取組が促進されている。**

## 社会的な価値の実現及び向上に向けた取組 ②障害者雇用の状況

### 都道府県別障害者の実雇用率の状況



・参照資料：障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

・報告基準日：令和2年6月1日現在

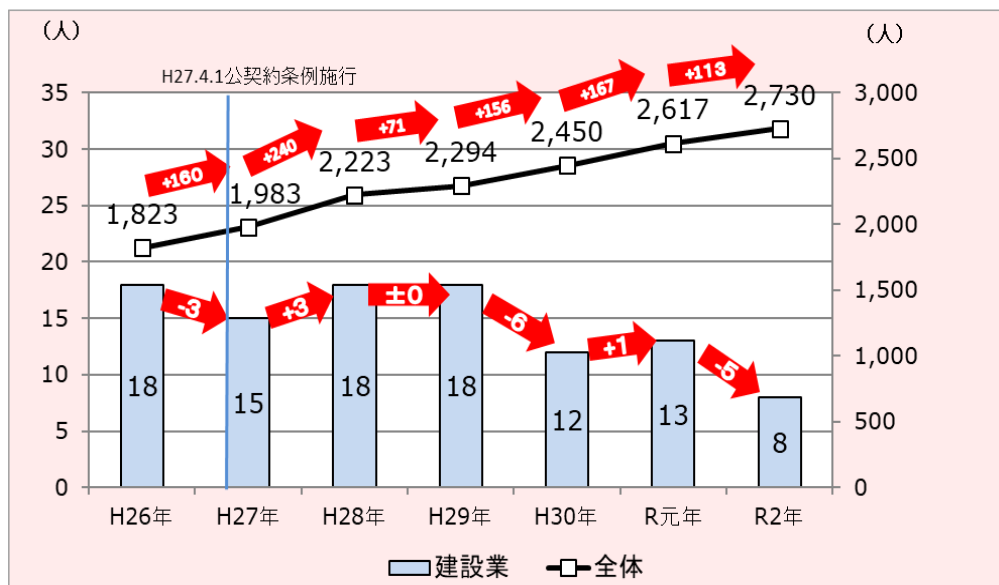
・集計内容：障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したもの。

※上記グラフは、民間企業における実雇用率を示したもの（都道府県別については、支店等における実雇用者は本店所在地の都道府県における実雇用者として算定）

**奈良県における障害者の実雇用率は、都道府県別で全国1位（令和2年 2.83%）である。**

## 社会的な価値の実現及び向上に向けた取組 ②障害者雇用の状況

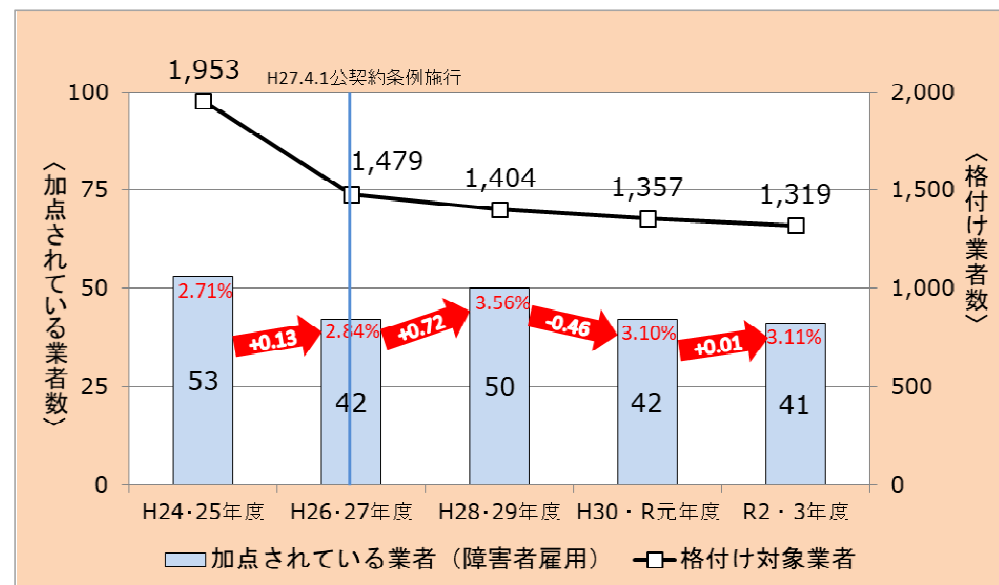
### 奈良県における障害者雇用数



※法定事業者のみ (H26～従業員数50人以上、H30～従業員数45.5人以上)

奈良労働局「令和2年奈良県の障害者雇用状況の集計結果」に基づく

### 建設工事の格付け対象業者における障害者雇用業者数



※業者格付け基準は、2年毎に見直しが行われる。

※建設工事等入札参加資格業者のうち、格付け対象とされているのは、県内に本店を有し、資格業種名が「土木一式」「建築一式」「舗装」で登録されている業者。

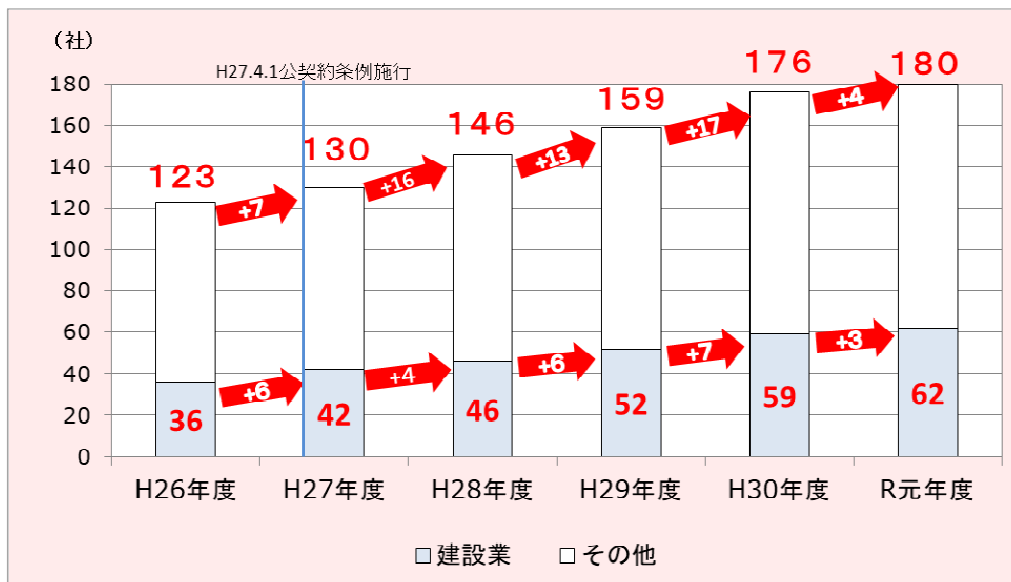
奈良県建設業・契約管理課提供資料に基づく

- ・ 県全体では、障害者雇用数は増加している
- ・ 建設工事の格付け対象業者全体に占める障害者雇用業者の割合は2～3%程度に留まっている

**令和2年の奈良県における障害者実雇用率は、都道府県別で全国1位（2年連続全国1位）であるが、今後も障害者雇用を促進するため、取組を継続する必要がある。**

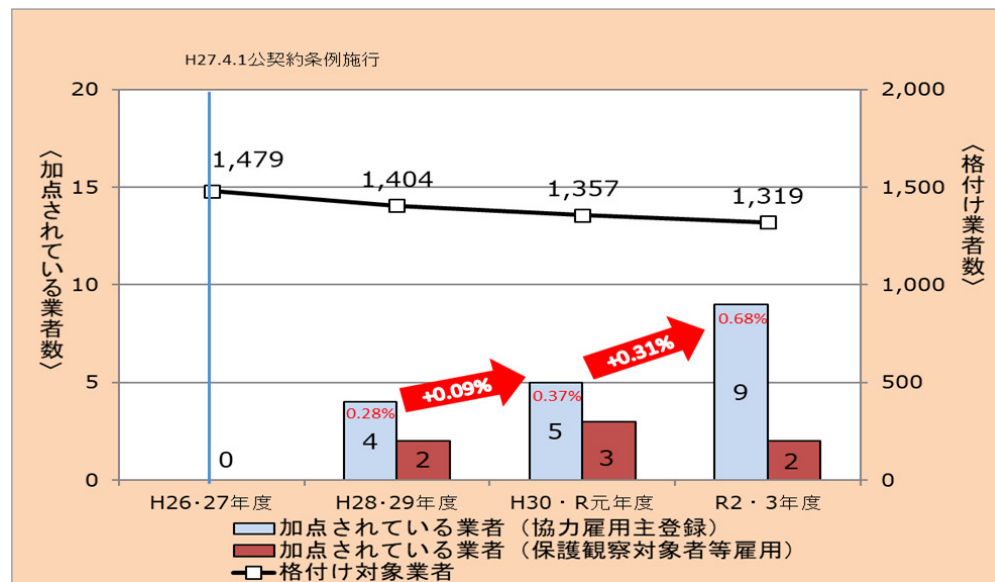
# 社会的な価値の実現及び向上に向けた取組 ③保護観察対象者等の協力雇用主数の状況

## 奈良県内の保護観察対象者等の協力雇用主数



奈良保護観察所提供資料に基づく

## 建設工事の格付け対象業者における保護観察対象者等の協力雇用主数



※業者格付け基準は、2年毎に見直しが行われる。  
 ※建設工事等入札参加資格業者のうち、格付け対象とされているのは、県内に本店を有し、資格業種名が「土木一式」「建築一式」「舗装」で登録されている業者。

奈良県建設業・契約管理課提供資料に基づく

- ・ 県内の協力雇用主数は公契約条例施行以降、123社から180社に増加（57社増加）
- ・ 建設業においても、36社から62社に増加（26社増加）

**協力雇用主数は着実に増加しており、企業における協力雇用主制度に対する理解が広がってきている。**

# 社会的な価値の勘案項目に対する配点について

## 国・他県との比較

奈良県	国	愛知県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な価値の勘案項目（3項目）に均等に配点</li> <li>・業務委託、指定管理の業者選定に際しては<b>各2%で計6%を配点</b></li> <li>・建設業者の格付け基準においては、各20点、最大60点（最上位ランクは1000点以上のため、比率は6%）を配点</li> </ul>	<p>調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準例（えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定）を項目とし、<b>配点比率は5～12%の範囲</b>で各府省が設定</p>	<p>重点項目4項目と推奨項目2項目（推奨項目の採用は任意）で設定 <b>配点は4～10%の範囲</b>で設定</p>

## 本県の配点の妥当性

- ・配点は、業務委託等で業者選定に重要な価格や技術力とのバランスを考慮したもの。
- ・国や愛知県においても社会的な価値の勘案項目への配分は4～12%としている。



- ・本県の社会的な価値の勘案項目への配点は6%であることから、価格や技術力とのバランスは取れている。
- ・将来項目を追加する場合も想定し、現状を維持することが妥当と考える。

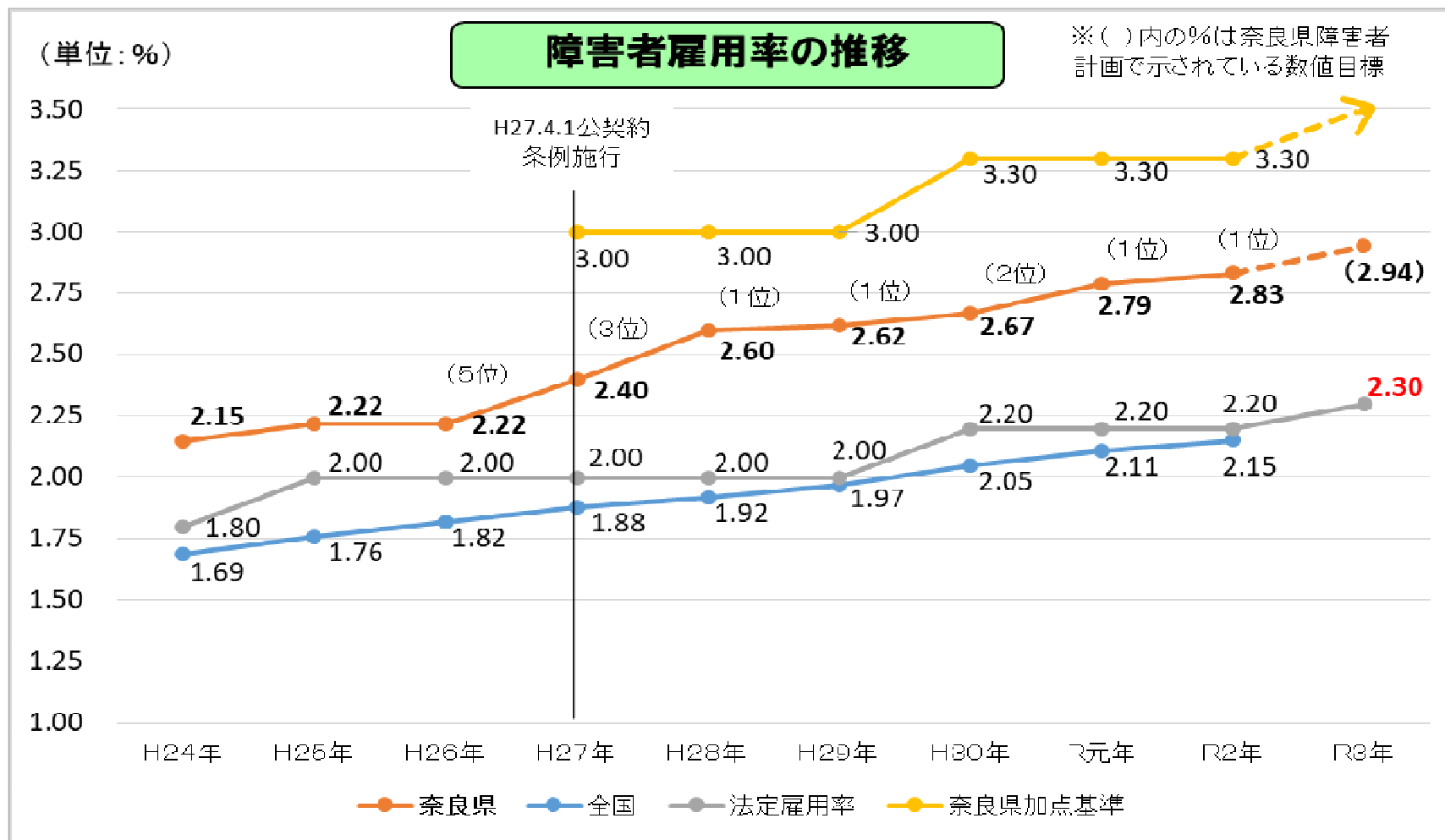
# 社会的な価値の勘案に関する検証と今後の方針

	現在の勘案項目	5年間の検証	今後の方針(案)
働きやすい職場づくり	<b>奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無</b>  ※奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業仕事と家庭の両立や多様な働き方ができる職場環境づくりに取り組み、一定の要件を県が満たしたと判断した企業 <b>【勘案基準】</b> 登録あり・・・2%加点 登録なし・・・0点	○登録企業数が、約2.4倍に増加(84社→201社)  ○特に公契約関係業種は、条例施行後大幅に増加(3社→76社)  ○公契約条例が、登録企業数の増加に一定の貢献	○公契約条例において、「社員・シャイン職場づくり推進企業の登録」を、引き続き、社会的な価値の勘案項目とし、企業における更なる働きやすい職場づくりを図る。 ○社会的な価値の勘案項目として継続することにより、奈良新『都』づくり戦略のより一層の推進を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <b>奈良新『都』づくり戦略(抜粋)</b>            県内企業がより働きやすい企業になればより良い人材が集まり、企業が成長すると信じ、働き方改革、職場環境改善、職業能力開発を続けます。            ・事業所の働き方改革を支援            ・社員・シャイン職場づくり            ・育児休業の取得促進            ・制度融資による支援            ・セクター別働き方改革勉強会を継続         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #f0f0f0;"> <b>目指す姿</b>            令和6年度までに奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業(注)登録数を250事業所にします。         </div>
	<b>障害者の雇用の状況</b>  <b>【勘案基準】</b> ○法定事業者(常用雇用労働者数45.5人以上)雇用率が3.3%(県加点基準)を上回る・・・2%加点  法定雇用率を遵守・・・1%加点 法定雇用率を遵守していない・・・0点 ○その他の事業者 障害者の雇用あり・・・2%加点 障害者の雇用なし・・・0点	○県内企業の障害者雇用の実数が、約1.5倍に増加(1,823人→2,730人)  ○障害者雇用率は、全国1位(令和2年)  ○公契約条例が、障害者の雇用の増加に一定の貢献	○公契約条例において、「障害者の雇用」を、引き続き、社会的な価値の勘案項目とし、障害者の更なる就労支援を図る。 ○社会的な価値の勘案項目として継続することにより、奈良新『都』づくり戦略のより一層の推進を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <b>奈良新『都』づくり戦略(抜粋)</b>            障害者が就労により自立した生活を送ることを目指します            ・引き続き、障害者雇用率の全国トップクラスを目指し、「障害者はたらく応援なら」の運営や「障害者政策推進トップフォーラム」の開催により、働くことを希望するすべての障害のある人が、能力を発揮できる仕事に就き、働き続けることができる奈良県づくりに取り組みます。            ・奈良県就労連携コーディネーターと障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携により、雇用の場の確保、職場定着の取組を強化します。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #f0f0f0;"> <b>目指す姿</b>            令和2年以降も障害者雇用率を全国第1位にします。         </div> ○法定雇用率の引き上げに伴い、より一層の障害者雇用の促進に向けて、社会的な価値の勘案基準の改正を行う。
	<b>保護観察対象者等の雇用の状況</b>  <b>【勘案基準】</b> ○協力雇用主登録の有無 登録あり・・・0.2%加点 登録なし・・・0点 ○保護観察中の者又は更生緊急保護中の者の雇用の有無 雇用あり・・・2%加点 雇用なし・・・0点	○県内の協力雇用主の登録数が、約1.5倍に増加(123社→180社)  ○公契約条例が、保護観察対象者等の雇用の増加に一定の貢献	○公契約条例において、「保護観察対象者等の雇用」を、引き続き、社会的な価値の勘案項目とし、保護観察対象者等の更なる就労支援を図る。 ○社会的な価値の勘案項目として継続することにより、奈良新『都』づくり戦略のより一層の推進を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <b>奈良新『都』づくり戦略(抜粋)</b>            大学生への就業準備支援、既卒未就業者、若年無業者、矯正施設出所者への就業支援を行います。            ①高校生への有給インターンシップ、未就業者への就労相談の実施            ②若年無業者への職業訓練、臨床心理士の相談            ③保護観察対象者を県が直接雇用・資格の取得支援         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #f0f0f0;"> <b>奈良県の施策動向</b>            ・令和2年4月1日 「奈良県更生支援の推進に関する条例」施行            ・令和2年7月1日 同条例に基づき「(-財)かがやきホーム」を設立(令和2年12月現在 出所者2名を雇用)         </div>

社会的弱者の就労支援

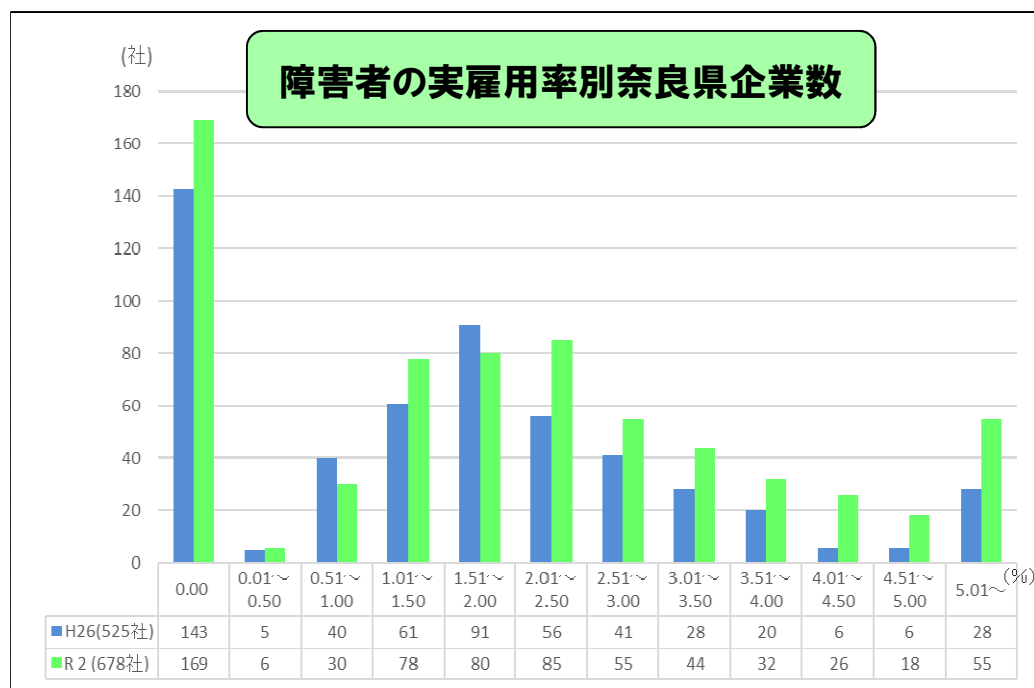


障害者雇用率の推移



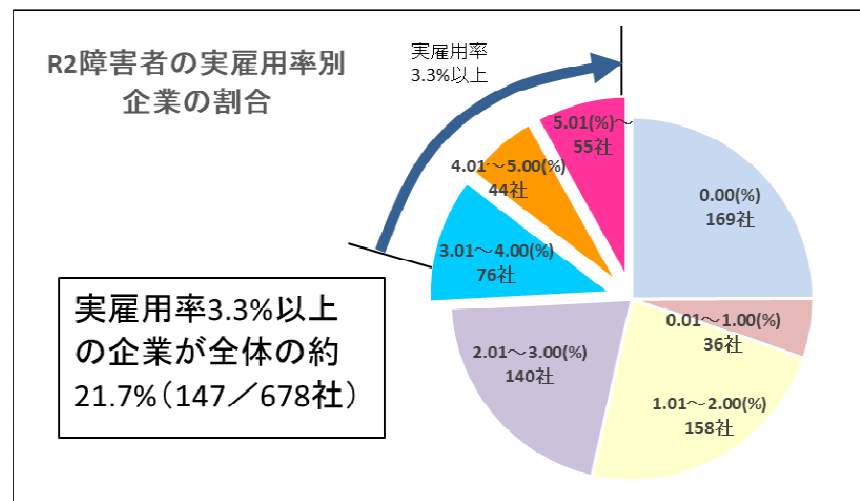
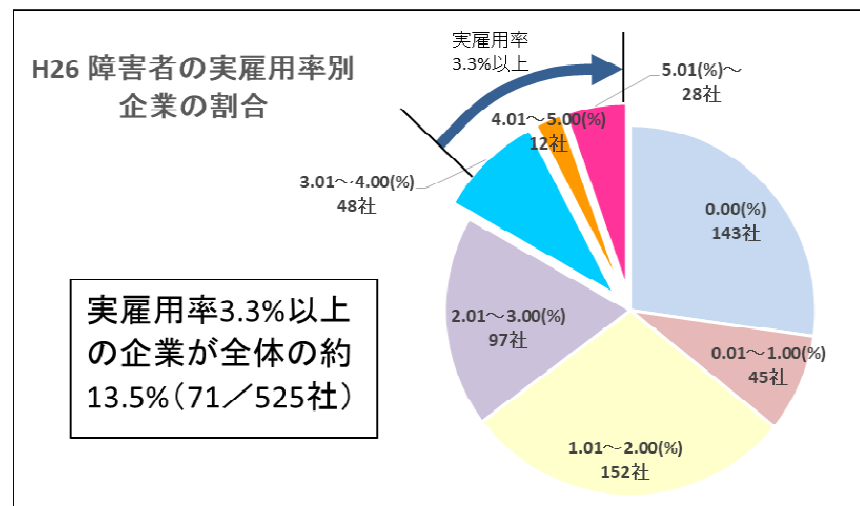
- ・ 奈良県の**障害者雇用率は順調に伸びており、全国トップクラスを維持**している。
- ・ 法定雇用率については、**令和3年3月に2.3%に引き上げ**予定。

# 条例施行前及び施行後における障害者の実雇用率別企業数の推移



※法定雇用率適用事業者の規模は、平成26年は従業員数50人以上、令和2年は従業員数45.5人以上。

奈良労働局提供資料に基づく



- ・平成26年（条例施行前）と比較して、**障害者の実雇用率の高い企業が増加している。**
- ・令和2年では、**障害者の実雇用率が3.3%（現 県加点基準）を超える企業が約21.7%を占める。**

## 奈良県における障害者の就労状況

・ 県内の18歳以上65歳未満の障害者数（推計） **29,041人**

内訳 身体障害者手帳所持者 … 13,577人  
療育手帳所持者 … 8,299人  
精神障害者保健福祉手帳所持者（推計） … 7,165人

※県内の18歳以上65歳未満の手帳所持者数（令和2年3月末時点）  
※精神障害者については、人口比率による推計

・ 奈良県内の事業所で雇用されている障害者数

民間企業における雇用障害者数（推計） **8,491人 … ①**

「平成30年度障害者雇用実態調査」（厚生労働省）による従業員規模5人以上の事業所における雇用障害者数に人口比率（奈良県／全国）をかけ、「平成28年経済センサスー活動調査 産業横断的集計」（総務省統計局）による従業員規模別の常用労働者数の比率（全事業所／5人以上の事業所）をかけて推計

奈良県内の地方公共団体（教育委員会を含む）・独立行政法人等の特殊法人における雇用障害者数

**741人 … ②**

「令和2年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果」（奈良労働局）による

**合計（①+②） 9,232人**

・ 障害者手帳所持者における、正社員として就業を希望している方の割合 **32.5%**

※「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調査）による

- ・ 本県において、就業を希望している障害者が、まだまだ相当数おられると見料。
- ・ より一層の障害者雇用の推進が必要。

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について（案）

## 現状等

- ・ 公契約条例においては、障害者雇用促進のため「障害者の実雇用率」により社会的な価値の評価を行っている。  
 （現基準）
  - ・ 法定雇用率（2.2%）を遵守している場合に評価（加点）
  - ・ 県加点基準（3.3%〈法定雇用率の1.5倍〉）を満たしている場合に上乘せ評価（加点）
- ・ 令和3年3月、法定雇用率が2.3%に引き上げられる予定である。

## 法定雇用率及び県加点基準等

法定雇用率	法定事業者の基準 （従業員数）	県加点基準	県加点基準の考え方
2.0%	50人以上	3.0%	○法定雇用率の1.5倍 3.0% ○県内企業の上位15%の実雇用率 3.0%
2.2%	45.5人以上	3.3%	○法定雇用率の1.5倍 3.3% ※新基準は、H30.7.18より適用
<b>2.3%</b> (R3.3.1~)	43.5人以上	<b>3.5%（案）</b>	<b>○法定雇用率の1.5倍 3.5%</b> ※新基準は、R3.7.16より適用（予定）

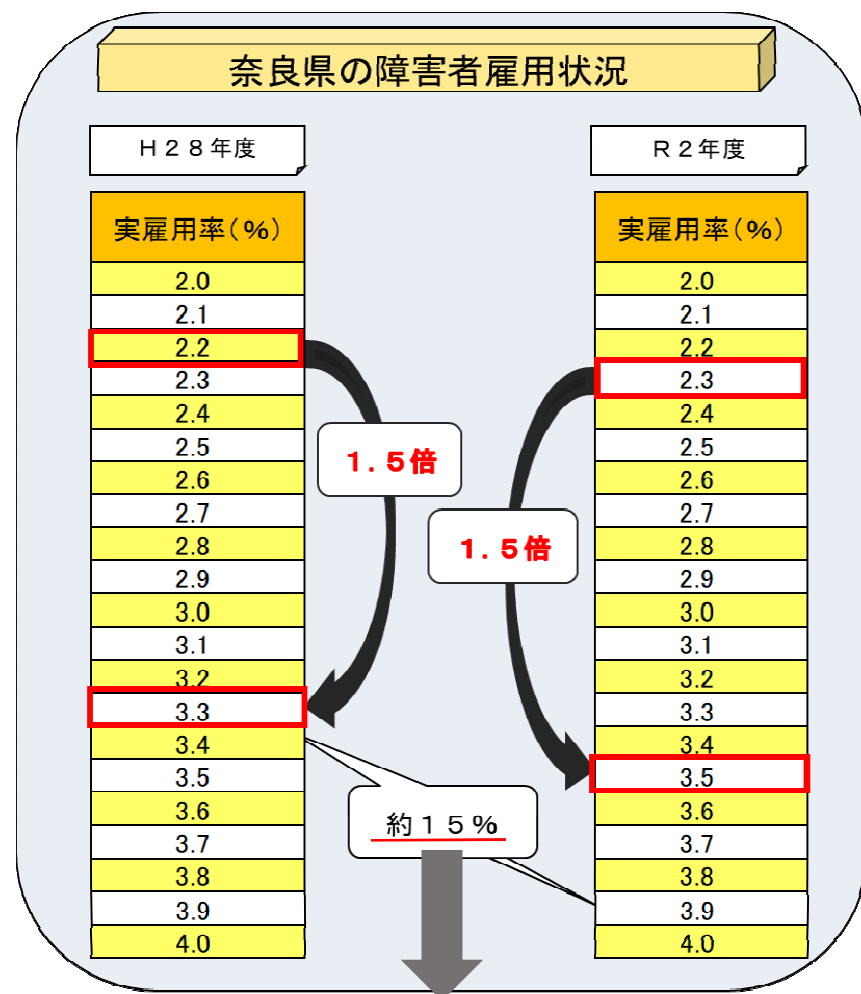
## 新たな基準の考え方（案）

県内において、障害者雇用が広まっているが、まだまだ障害者に就業希望者がおられることから、**障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、県加点基準についても、「障害者の実雇用率3.5%」（法定雇用率の1.5倍）に引き上げを行う。**

<参考>

- ・ 県加点基準は、小数点以下二位を切り上げにより設定
- ・ 条例制定時と同様に、実雇用率上位15%を基準とすれば、3.9%となり、現在の県加点基準3.3%からは大きく上昇する。
- ・ 法定雇用率の改正に伴い、法定事業者の基準も従業員数43.5人以上となり、障害者雇用が求められる事業者の範囲が広がることを配慮。

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について（案）



### 勘案基準の考え方

- ◆ 法定雇用率を満たす企業を評価。また、障害者雇用の促進を図るため法定雇用率を一定以上上回る企業に評価の上乗せを実施。

#### 評価の上乗せ（県加点基準）の考え方

現行の考え方

法定雇用率（2.2%）の1.5倍にあたる「障害者実雇用率3.3%」を満たす企業に対して、評価の上乗せを実施。

※障害者の雇用義務が生じる従業員規模のハードルが上がる（50人→45.5人）ことを考慮し、評価の上乗せを実施する基準としては、当初が法定雇用率（2.0%）の1.5倍にあたる「障害者実雇用率3.0%」であったことから、法定雇用率（2.2%）の1.5倍にあたる「障害者実雇用率3.3%」とした。）

↓

新基準の考え方（案）

今回の改定においても、障害者の雇用義務が生じる従業員規模のハードルが上がる（45.5人→43.5人）ことを考慮し、前回と同様の考え方により、法定雇用率（2.3%）の1.5倍にあたる「障害者実雇用率3.5%」を満たす企業に対して、評価の上乗せを実施。

※より一層の推進を図る観点から、小数点以下第2位を切り上げ

## （参考）令和2年 障害者雇用状況報告（奈良労働局提供資料に基づく）

報告企業数 678社

- うち、障害者雇用率2.3%以上の企業数
- うち、障害者雇用率3.3%以上の企業数
- うち、障害者雇用率3.5%以上の企業数
- うち、障害者雇用率3.9%以上の企業数

- 254社（全体の約37%）
- 147社（全体の約22%）
- 131社（全体の約19%）
- 105社（全体の約15%）

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について（案）

## 改正案

## 現行

### I 評価の方法等

#### 1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)
		登録なし	0	
障害者の雇用の状況	雇用人数 ・法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	雇用率が3.5%以上 ・障害者雇用状況報告書①欄が3.5%以上の場合	2%	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書②欄が0の場合	1%	
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書②欄に数値がある場合(0.5人も含む)	0	
	障害者の雇用あり	2%		
	障害者の雇用なし	0	第1号様式	
保護観察対象者等の雇用の状況	協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録の有無	0.2%	第2号様式
		登録なし	0	
	更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無	2%	
	雇用なし	0		

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲6%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の間における違反の回数	▲2% ～▲6%	会計局総務課に確認
		違反なし	0	

### I 評価の方法等

#### 1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)
		登録なし	0	
障害者の雇用の状況	雇用人数 ・法定事業者(常用雇用労働者数45.5人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	雇用率が3.3%を上回る ・障害者雇用状況報告書①欄が3.3%以上の場合	2%	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書②欄が0の場合	1%	
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書②欄に数値がある場合(0.5人も含む)	0	
	障害者の雇用あり	2%		
	障害者の雇用なし	0	第1号様式	
保護観察対象者等の雇用の状況	協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録の有無	0.2%	第2号様式
		登録なし	0	
	更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第88条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無	2%	
	雇用なし	0		

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲6%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の間における違反の回数	▲2% ～▲6%	会計局総務課に確認
		違反なし	0	

(参考) 第1号様式・・・障害者雇用状況報告書 第2号様式・・・保護観察対象者等雇用に関する証明書

## 「社会的な価値の勘案基準」の改正における今後のスケジュール（予定）

2月	奈良県公契約審議会開催(答申)
3月	社会的な価値の勘案基準の改正を決定
	庁内全所属へ社会的な価値の勘案基準改正について通知
	特定公契約の受注者の対象となる事業者へ社会的な価値の勘案基準改正について通知 対象事業者:「Q1建物管理、Q7①給食、Q7⑩洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者
4月	特定公契約に係る事務手続等について庁内説明会を開催 特定公契約の関係所属を対象に、制度概要(改正を含む)や特定公契約に係る事務手続を中心に説明
6月1日～ 7月15日(予定)	障害者雇用状況の報告 事業者から、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)を労働局に報告。 <b>報告期限は7月15日の予定。</b> (障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定による) (ただし、令和2年は報告期限が8月31日に延長されていることから、令和3年についても延長される可能性がある。)
7月16日(予定)	<b>新基準の適用</b> (適用時期) <b>報告期限翌日より公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用。</b> (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準に盛り込む。)

## 令和2年度 特定公契約該当契約(令和2年度中の契約(予定を含む))

令和2年12月31日現在

公契約区分	特定公契約該当要件	特定公契約該当件数
建設工事	3億円以上	19件
業務委託	3千万円以上、該当業務	12件
指定管理	3千万円以上、該当業務	1件



# 特定公契約（予定価格3億円以上）該当契約 取りまとめ

契約の種別
建設工事

特定公契約 令和2年度契約 19件
-------------------

契約(予定)名称	入札(公告) 予定時期	契約(予定)期間		[単位:千円] 契約金額	契約担当課		備考
		開始年月日	終了年月日		部局	所属	
1 一般国道168号 阪本工区 (仮称)阪本トンネル工事	R2.5.1	R2.10.1	R4.10.31	2,872,455	県土マネジメント部	道路建設課	
2 坪内地区 地すべり対策工事	R2.6.10	R2.10.1	R5.12.11	1,466,567	県土マネジメント部	砂防・災害対策課	
3 王寺工業高校教室棟・屋内運動場外1棟改築工事(建築工事)	R2.2.20	R2.7.3	R4.3.17	1,256,838	教育委員会事務局	学校支援課	
4 大宇陀高校管理特別教室棟外4棟改築工事(建築工事)	R2.2.20	R2.7.3	R4.7.29	1,160,500	教育委員会事務局	学校支援課	
5 (仮称)NAFIC附属セミナーハウス新築工事(建築工事)	R2.5.29	R2.10.1	R4.3.28	1,147,300	食と農の振興部	豊かな食と農の振興課	
6 山辺高校管理教室棟外2棟改築工事(建築工事)	R2.2.20	R2.7.3	R4.3.17	1,021,900	教育委員会事務局	学校支援課	
7 磯城野高校特別教室棟外1棟改築工事(建築工事)	R2.2.20	R2.7.3	R4.3.17	750,200	教育委員会事務局	学校支援課	
8 一般国道169号 芦原トンネル補修工事(道路メンテナンス事業(国道トンネル補修))	R2.9.18	R2.12.4	R3.12.28	284,239	県土マネジメント部	道路保全課	予定価格3億円以上
9 桜井浄水場薬品注入設備更新工事	R2.11.19	R3.2.10	R4.3.25		水道局	総務課	
10 一般国道168号 小休場橋他1橋 橋梁補修・耐震補強工事(道路メンテナンス事業(国道橋りょう補修・耐震))	R2.9.18	R2.12.4	R4.3.25	359,315	県土マネジメント部	道路保全課	
11 一般国道169号高取バイパス 道路改良工事(補強土壁工事)(社会資本整備総合交付金事業(道路改良・都づくり))	R2.8.31	R2.11.10	R4.3.25	389,092	県土マネジメント部	道路建設課	
12 大畑瀬 渓流保全工事	R2.12.15	R3.3.8	R4.8.1		県土マネジメント部	砂防・災害対策課	
13 郡山高校特別教室棟改築工事(建築工事・機械設備工事)	R2.4.13	R2.7.3	R4.3.17	425,700	教育委員会事務局	学校支援課	
14 天理ダム テレメータ放流警報設備・管理用制御処理設備改良工事(補助ダム堰堤改良事業他) 第1-1他号	R2.6.29	R2.9.16	R4.2.28	390,500	県土マネジメント部	河川整備課	
15 奈良県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事	R2.8.5	R2.9.2	R3.3.26	384,945	教育委員会	教育政策推進課	
16 竜田公園法面工事	R2.9.15	R2.12.3	R4.3.28	319,017	地域デザイン推進局	公園緑地課	
17 奈良県河川情報システム改修工事(その2)(防災・安全社会資本整備交付金事業(総流防・情報基盤) 他) 第1-1他号	R2.11.10	R3.2.1	R4.3.25		県土マネジメント部	河川整備課	
18 一般国道169号 法面对策工事(土砂災害対策事業(国道災害防除))	R3.1月頃	R3.3月	R5.3月		県土マネジメント部	道路保全課	
19 (仮称)新拠点内外装工事	随意契約	R3年2月頃	R3年6月頃		観光局	観光プロモーション課	

特定公契約(予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの) 該当契約 取りまとめ

契約の種別
業務委託

特定公契約 令和2年度契約 12件
-------------------

契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		【単位:千円】 契約金額	【委託・指定管理のみ】業務内容		契約担当課		備考
		開始年月日	終了年月日		対象業務(①～⑧)	対象外業務(⑨～⑯)	部局	所属	
1 馬見丘陵公園管理業務委託	R2.3.18	R2.4.1	R3.3.31	37,780	①清掃③駐車場管理 ④受付、案内	⑯その他	地域デザイン推進局	中和公園事務所	※3号随契
2 令和2年度「馬見フラワーフェスタ・馬見クリスマスウィーク」・令和3年度「馬見チューリップフェア」会場運営及び催事運営ならびに交通対策業務委託	R2.6.1	R2.8.1	R3.5.31	45,100	②警備③駐車場管理	⑯その他	地域デザイン推進局	中和公園事務所	
3 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託契約	R2.2.3	R2.4.1	R5.3.31	499,110	①清掃、④受付、案内	⑩施設運営	観光局	ならの観光力向上課	
4 中和幹線包括的道路維持管理業務委託	R2.9.4	R2.11.1	R4.10.31	149,160	①清掃		県土マネジメント部	道路保全課	
5 大和中央道包括的道路維持管理業務委託	R2.9.4	R2.11.1	R4.10.31	137,940	①清掃		県土マネジメント部	道路保全課	
6 奈良県立藤の木学園給食業務委託	R2.1.24	R2.4.1	R5.3.31	116,496 (38,832×3)	⑦給食		福祉医療部	障害福祉課	
7 奈良県中央卸売市場総合管理業務委託	R2.10.3	R2.12.1	R3.11.30	79,200	①清掃、②警備	⑨設備保守・運転	食と農の振興部	中央卸売市場	
8 県立西和養護学校給食調理業務委託	R2.6.8	R2.8.1	R5.7.31	58,575	⑦給食		教育委員会事務局	保健体育課	
9 県立奈良西養護学校給食調理業務委託	R2.6.8	R2.8.1	R5.7.31	47,520	⑦給食		教育委員会事務局	保健体育課	
10 奈良公園バスターミナル施設運営業務	R3.1月頃	R3.3.1	R6.2月末		④受付、案内	⑩施設運営	地域デザイン推進局	奈良公園室	
11 奈良公園バスターミナル施設管理業務	R3.1月頃	R3.3.1	R6.2月末		①清掃②警備	⑨設備保守・運転	地域デザイン推進局	奈良公園室	
12 奈良公園バスターミナル交通運営業務	R3.1月頃	R3.3.1	R6.2月末		③駐車場管理	⑯その他	地域デザイン推進局	奈良公園室	

特定公契約（予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの）該当契約 取りまとめ

契約の種別
指定管理

特定公契約 令和2年度契約 1件

契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		【単位:千円】 契約金額	【委託・指定管理のみ】業務内容		契約担当課		備考
		開始年月日	終了年月日		対象業務(①～⑧)	対象外業務(⑨～⑯)	部局	所属	
1 なら食と農の魅力創造国際大学実践オーベルジュ棟の指定管理に関する基本協定書	H31.4.25	R2.4.1	R7.3.31	192,900	①清掃②警備③駐車場管理	⑨設備保守・運転⑩施設運営⑪廃棄物処理	食と農の振興部	豊かな食と農の振興課	